



メコン地域の ODA 案件に関わる 日本の取組の評価

評価主任：林 薫（文教大学国際学部国際理解学科教授）
アドバイザー：木村 福成（慶応義塾大学経済学部教授／東アジア・アセアン経済研究センター
チーフエコノミスト）
コンサルタント：株式会社国際開発センター
評価実施期間：2014年7月～2015年2月
現地調査国：タイ、カンボジア

全文 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000076530.pdf>

評価の背景・目的・対象

メコン地域5か国（タイ、カンボジア、ベトナム、ラオス、ミャンマー）と日本は、文化・社会、政治、経済面で歴史的なつながりが深く、同地域の経済発展と安定は日本の経済安定のために重要であることから、日本は一貫して同諸国への支援を行ってきた。本評価は、これまでの対メコン地域援助政策について、特に地域ワイドでの官民協力による投資、インフラ開発と制度整備の観点から評価し、その結果から提言や教訓を得て、今後の援助政策に反映させること、国民への説明責任を果たし、広報に役立てることを目的に実施された。

評価結果

● 開発の視点

(1) 政策の妥当性

メコン地域の ODA に関わる取組は、ODA 大綱、外務省政策や、メコン5か国の開発計画に合致しており、日本の民間企業の投資の傾向とも合っていることから、妥当性は高い。

(2) 結果の有効性

2003年の「メコン地域開発の新たなコンセプト」（総額15億米ドル）発表以降、2009年に発表された東京宣言に基づく日メコン行動計画63で発表された総額5,000億円の支援、2012年に発表された総額6,000億円の支援により実施されたメコン地域の ODA 案件に関わる日本の取組は、メコン地域5か国の社会経済開発に多大に貢献しており、有効性が高い。

(3) プロセスの適切性

メコン地域の ODA 案件に関わる日本の取組は、メコン地域各国との調整、重層的な意見集約プロセスを経て決定され、結果が報告されている。日本では、関係省庁、機関、民間団体の間で意見交換が行われて、取組の立案、実施が行われていることから、プロセスは適切であった。

● 外交の視点

メコン地域各国において、日本の ODA 案件に関わる取組に対する感謝の声は官民の各層から広く聞かれ、友好関係促進を目的とする日本の外交に大いに資するものである。

提言

1 地域としての開発協力の視点と広域開発計画・戦略の策定

「メコン」という支援枠組みで毎年の首脳会議、外相・経済大臣会合を継続する。地域全体として開発を支援していくために、包括的な地域開発計画・優先プロジェクトを策定する。

2 インフラ開発、制度整備での支援継続

メコン地域への支援においては、地域の連結性強化が重要であることから、インフラ構築での支援を継続する。特にソフトインフラ・制度整備の更なる整備が必要である。



カンボジアの新500リエル紙幣
(左及び中央には日本の協力によって建設された橋、右側には日カンボジア両国の国旗が掲載されている。)

3 産業発展ニーズに沿った人材育成の促進

日本の技術力を活かしたソフトインフラ・制度整備、裾野産業育成、産業振興、投資促進などの場で必要な人材育成のために、さらに厚みと幅のあるメニューを提供していく。

4 バランスの取れた持続可能な発展を支援

メコン地域に対する開発協力が当たっては、開発格差、環境に配慮し、今後も包括的でバランスの取れた持続可能な発展を考慮する。

5 パートナーとの連携の継続

二国間ではなく「メコン地域」を対象とすることから、アジア開発銀行（ADB）や他の支援フレーム・関係国との連携を更に強化することが、政策面、実施面、資金面で重要である。

6 民間連携の更なる推進

メコン地域が日本の産業界にとって特別な存在であることから、官民連携フォーラム、産業政府対話など、既存の官民連携フレームを今後も継続する。

7 広報活動の強化

相手国政府や実施機関担当者レベルのみならず、相手国国民にも、日メコン協力の枠組みがより浸透するような広報の取組が望まれる。

対応策の例

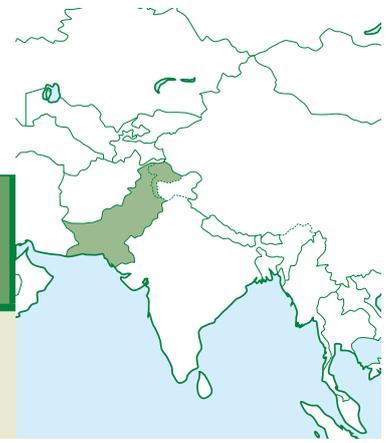
- 日本及びメコン地域諸国は、7月に開催された日メコン首脳会議において、「東京戦略2012」に続く新たな日メコン協力に関する戦略である「新東京戦略2015」を採択し、日本は、メコン地域に対して今後3年間で7,500億円規模のODA支援を実施する旨表明した。これを踏まえ、地域開発計画、優先プロジェクトを策定した。
- メコン地域の連結性強化のためのハード・ソフト両面での支援は、メコン各国に対するODA政策の重点分野に位置づけられ、現在も多くの案件を実施しているところ、この方針を継続する。また、今後の案件形成に際し、メコン地域における分業体制を見極め、道路や橋梁などの個別のインフラが、どのような産業基盤として機能し得るかを適切に判断した上で、効果的な資金配分に努める。
- 産業人材育成を始めとする人材育成のための支援については、これまでもメコン各国に対するODA政策の重点分野と位置付け、法制度整備や貿易投資促進を含む様々な分野において多くのプロジェクトを実施してきているところ、この方針を継続する。一例として、インフラ整備支援に付随する形で、運用保守管理能力向上のための人材育成や、建設現場における現地人材の活用等を更に促進することで、メコン各国の「質の高い成長」を実現するよう努める。



AUN/SEED-Netの支援により、タイのモンクット王工科大学（ラカバン校）に留学中の東南アジア諸国の学生と、学生に対して指導を行う教員

パキスタン国別評価

評価主任：黒崎 卓（一橋大学経済研究所教授）
アドバイザー：小田 尚也（立命館大学政策科学部教授）
コンサルタント：株式会社三菱総合研究所
評価実施期間：2014年7月～2015年2月



全文 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000076531.pdf>

評価の背景・目的・対象

日本は、1954年からパキスタンへの経済協力を開始し、長期にわたり良好な二国間関係を築いてきた。本評価は、日本の対パキスタンODAの意義を踏まえ、ODA政策を全般的に評価し、今後のODA政策の立案や実施のための参考となる提言や教訓を得ることなどを目的として実施した。

評価結果

政策の妥当性は極めて高い、結果の有効性については、効果があった、プロセスの適切性については、適切に実施されたと評価された。外交の視点からは、日本の対パキスタン援助が両国の良好な外交関係の基盤となっているものと評価された。

● 開発の視点

(1) 政策の妥当性

日本の支援政策は、パキスタンの主要な開発計画・開発方針を十分踏まえており、相手国の開発ニーズとの整合性は確保されている。またODA大綱及びODA中期政策と、国別援助方針との整合性は十分確保されている。国際的な優先課題である、①ミレニアム開発目標（MDGs）、②地球規模課題への取組、③紛争や国境地域への支援と平和構築は、国別援助方針の重点分野と整合的である。日本の支援は、支援スキームの組合せ、プログラム化における比較優位性、電力・保健・防災の各分野でも比較優位性を認めることができる。

(2) 結果の有効性

国別援助方針に示された3つの重点分野のうち、「経済基盤の改善」では、農業・農村セクターの支援、産業育成・投資環境プログラム、経済インフラ（運輸・電力）整備の各分野で、効果の発現が認められる。「人間の安全保障の確保と社会基盤の整備」では、教育、基礎的保健医療サービス、衛生・環境改善、防災対策支援の各分野で効果の発現が認



授業に参加している制服姿の生徒たち
（パンジャブ州技術短期大学強化計画）

められる。「国境地域などの安定・バランスの取れた発展への支援」については、国境地域などの後発地域の発展支援、テロ対策支援の分野での効果が認められる。これらを踏まえ、結果の有効性については、「効果があった（項目全体としての効果は特定できないものの、いくつかの事業でプラスの効果が発現していることが確認された）」と評価される。

(3) プロセスの適切性

援助政策策定プロセスの適切性の観点からは、外務本省、在外公館、JICA本部及びパキスタン事務所、現地実施機関との十分な連携が図られている。国別援助方針の策定を始めとして、種々の関連情報共有は、日本大使館、JICA本部及びパキスタン事務所との間で、毎月定例のODAタスクフォースを活用して密に図られている。援助の実施は、外務本省、JICA本部、パキスタン事務所、日本大使館、パキスタン政府側受入機関、及び他ドナーとの連携を視野に入れて行われている。パキスタン側の援助の受入態勢として、経済省（EAD）が窓口として機能しているが、主体性は高いとは言えない。

● 外交の視点

日本の対パキスタン支援は、パキスタン大統領の訪日などの機会に、両国の首脳レベルで日本の対パキスタン支援

に対する評価と、両国の外交関係の一層の強化の重要性が共有されており、これまでの対パキスタン支援の実績が、両国の良好な外交関係の基盤となっているものと考えられる。また、外交的重要性と、外交上の波及効果を十分見据えた支援となっている。

提言

1 我が国の支援の比較優位性をより意識した ODA 政策

日本の支援方針とパキスタンの中長期開発計画に立脚した支援を今後も継続させていくことが求められる。日本の ODA の特徴は、有償資金協力に加えて、無償資金協力、技術協力といった、丁寧な人材育成やきめの細かい、かつ長期にわたる支援にある。近年、金額的規模の縮小傾向が見られ、中国や米国に比して相対的にプレゼンスの下がる傾向にあるが、無償資金協力、技術協力などの質の高い支援に対するパキスタン側の評価は依然として高く、支援要望も強いことから、今後、質的支援のより一層の充実にも配慮した ODA 政策の基本方針を堅持していくことが求められる。

2 国別援助方針の重点分野に立脚して、より選択と集中を意識した支援の継続

今後、日本の対パキスタン支援は、国別援助方針に掲げる3つの重点分野により注力し、援助額縮小傾向の中、これまでに支援実績のあるセクターと支援スキームを機軸とした支援内容とすることが有効である。

3 支援可能な地域・分野に注力した、国境地域などの安定・バランスの取れた発展に資する支援の継続

今後、国境地域などの安定・バランスの取れた発展に資する支援については、当該支援の意義と重要性を表明しつつ、治安等実施上の制約の下で最大限の効果を出せるよう、地域や分野での特化（選択と集中）も意識した支援を継続していくことが妥当である。具体的には、国別援助方針の3つの重点分野に準拠しつつ、これまでの日本のパキスタン国境地域での支援の中で実績の多い農業、職業訓練、保健衛生分野等における協力案件の重点的実施が挙げられる。

4 パキスタンへの支援内容の具体化と協力案件の選定に係る迅速化・簡素化の取組

パキスタン側が日本に求めるタイムリーな支援を実現するためにも、パキスタン側にも協力と理解を求めていながら、可能な限り支援内容の具体化と協力案件の選定に係る手続き

のより一層の効率化と、意思決定のスピードアップに向けた努力が求められる。

5 我が国が重視するセクター／課題における積極的なドナー間協調の推進

電力セクターや、ポリオ撲滅に係るドナー間連携の取組など、従来からのドナー間協調を踏まえた援助実績のある分野を基礎として援助に取り組むことが、費用対効果及び日本の援助のプレゼンス維持の観点からも望ましい。

対応策の例

- 国別援助方針や事業展開計画等の改定時には、日本の外交・援助政策及びパキスタン政府の意向を踏まえつつ、パキスタンの長期開発計画「Vision2025」等との整合性に留意する。
- 個別事業の案件形成においては、国別援助方針や事業展開計画で定める開発課題及び協力プログラムの下で、有償資金協力、無償資金協力及び技術協力の効果的な連携を模索し、支援の質的向上を追求する。
- 今後、外務省と JICA との一層の連携に努め、パキスタン側の優先順位を踏まえ、事業規模にも留意しつつ、より優先すべき協力プログラムを設定するなどプログラム・アプローチの強化を図ることで、支援の選択と集中の促進に取り組む。
- 経済協力政策協議や日常的なコンタクトを通じて、パキスタン側のニーズの把握及び日本側の重点分野や供与プロセス等の共有に努める。
- 個別事業に係る協議の際には、パキスタン側実施機関のみならず、必要に応じて援助窓口機関を含めることにより、案件選定手続の効率化及び意思決定の迅速化を図る。



パンジャブ州の技術協力プロジェクトにおける児童のノンフォーマル教育事業の参加状況

ケニア国別評価

評価主任：高橋 基樹（神戸大学大学院国際協力研究科教授）
アドバイザー：上田 元（東北大学大学院環境科学研究科准教授）
コンサルタント：三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
評価実施期間：2014年7月～2015年2月



全文 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000076532.pdf>

評価の背景・目的・対象

ケニア共和国（以下、ケニア）は、東アフリカ地域の海運及び空運の拠点として地理的要衝に位置するほか、周辺地域の平和と安定に積極的に貢献するなど、同地域の経済や域内安定を先導する大国である。他方、貧困層の増加、深刻化する失業問題、自然災害の頻発等の課題を抱えており、解決すべき課題は多く残っている。

本件評価調査は、日本の対ケニア ODA 政策を全般的に評価し、今後の ODA 政策の立案や実施のために提言や教訓を得ることなどを目的とする。なお、本件評価調査は、2000 年策定の国別援助計画、2012 年策定の国別援助方針を評価対象とし、ケニアにおける ODA 政策の実施状況を評価した。

評価結果

● 開発の視点

(1) 政策の妥当性

日本の対ケニア援助政策は、ケニアの開発ニーズとの整合性、日本の対ケニア援助政策の上位政策との整合性、国際的優先課題との整合性、及び他の開発パートナーとの関連性が高く、日本援助の比較優位性をいかしていることから、日本の対ケニア援助政策の「妥当性は高い」と評価することができる。

(2) 結果の有効性

重点分野に対する日本の対ケニア援助は、ほぼ全ての重点分野において大きな効果が確認されたことから、日本の対ケニア援助は「大きな効果があった」と評価することができる。

(3) プロセスの適切性

日本の対ケニア援助のプロセスにおいて、計画策定から実施までのプロセス、現地 ODA タスクフォースの運営及びケニア側援助資金受入れ体制の適切性、及び援助協調を含む他



日本が支援するモンバサ港拡張工事の現場

開発パートナー・NGO・民間セクター等との連携は適切に行われている。その反面、継続事業及び日本の援助に関するケニア側の認知度については若干の検討課題があることから、日本の対ケニア援助政策の実施プロセスは「適切に実施された」と評価することができる。

● 外交の視点

日本の対ケニア援助は、国際平和協力へのより一層の貢献、成長するアフリカへの支援などに寄与していることから、外交的な重要性があると評価できる。また、二国間経済関係の深化、及び二国間の人的交流の深化に貢献していることから、外交的な波及効果があると評価できる。

提言

1 対ケニア国別援助方針への一貫性及び戦略性確保

対ケニア国別援助方針は、ケニアの状況に即した「国民の結束と統合に資する持続的な経済・社会の発展」を明示的に掲げ、その理念に基づく日本の対ケニア援助アプローチを具体的に示して、投入するリソースが直接ないし間接にその大目標の実現に役立つように編成されていく必要がある。

2 インフラ整備事業における安全確保・環境保全など社会環境配慮の徹底と援助協調における社会環境配慮に関するリーダーシップの確保

ケニアではインフラブームに伴い、建設工事が盛んに行われているが、工事時及び完成後ともに事故が絶えずケニア社会で憂慮されている。これは、建設事業の急速な展開と大規模化に伴いますます増加している。建設事業や完成後の施設の安全の確保、環境規制の遵守の徹底などの環境社会配慮について、日本は新興ドナーも巻き込んでそれらを確保するリーダーシップをとるべきである。

3 事業継続に際しての出口戦略の設定

ケニアでは、案件が継続し、総事業期間が長期にわたる傾向にあることが確認された。ケニアには支援が必要な重点分野が数多く残っており、事業が当初の目標を達成した後はできるだけ早期にケニア政府に当該事業の人的、資金的な実施責任を移管し、まだ支援が不十分な重点分野に人的資源と資金を配分するという出口戦略を持つことが必要である。

4 日本の援助に関するケニア国民の認知度を高めるための広報の検討

日本はケニアに対して、有償資金協力を中心とした様々なスキームで支援してきているが、ケニア国民に対して直接実施される支援に限られているために、日本の援助の認知度があまり高くないと思われるものもある。この改善のためには、ケニアの重要な開発アジェンダへ貢献する日本の理念を明らかにし、それに基づいて、ケニア社会が持つ重要な開発課題に対し明確に訴える広報戦略を練ることが必要である。

対応策の例

- ケニアの長期開発戦略「VISION 2030」を踏まえ、5つの重点分野「経済インフラ整備」、「農業開発」、「環境保全」、「人材育成」、「保健医療」への支援を引き続き展開していく。
- また、政策対話を通して、中長期的な視点からケニアの開発課題の把握に努め、日本の対ケニア援助アプローチを検討していく。
- 対ケニア国別援助方針の重点分野の一つとして「経済インフラ整備」を掲げ、日本の技術をいかした港湾整備や道路建設等を進めており、施工中の安全確保や環境配慮はもとより、施設完成後においても、技術協力や関連ドナーとの連携等により、ケニア側の維持管理能力の向上や安全対策、法令遵守等をソフト面からも支援していく。
- 有償資金協力等の事業を進めるに当たっての二国間の署名式や、日本の支援により整備された施設の完成式典等、あらゆる機会を通じて、地元メディアへプレス発表するなどの広報活動に努める。
- 例えば、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)の活用や新聞への広告掲載など、ケニア国民に対し、日本の認知度を広く高めるための広報戦略を検討していく。



日本が支援する小規模園芸農民の耕作地



法制度整備支援の評価

評価主任：佐藤 安信（東京大学大学院総合文化研究科教授）
アドバイザー：コン ティリ（名古屋大学法政国際教育協力研究センター准教授）
コンサルタント：株式会社三菱総合研究所
評価実施期間：2014年8月～2015年2月
ケース・スタディ国：ベトナム・カンボジア

全文 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000076533.pdf>

評価の背景・目的・対象

開発途上国に対する法制度整備支援は、良い統治（グッド・ガバナンス）に基づく開発途上国の自助努力を支援するとともに、開発途上国が持続的成長を実現するために不可欠な基盤作りを支援するものとしてその重要性が高まっており、日本では「法制度整備支援に関する基本方針」（2009年4月制定、2013年5月改訂）も策定されている。

このような背景の下、本件評価は、法制度整備支援におけるこれまでの実績について包括的に評価し、今後のより効果的な支援のための提言を行うことを目的として実施された。本件評価では、ODA大綱、ODA中期政策のうち法制度整備支援に関する方針及び「法制度整備支援に関する基本方針」を主たる評価対象とした。

評価結果

開発の視点と外交の視点から、日本の法制度整備支援を評価したところ、おおむね高い評価が得られた。

● 開発の視点

(1) 政策の妥当性

政策の妥当性については、「国際的な優先課題との整合性」、「日本の上位政策との整合性」、「日本の外交政策上の位置づけ」、「相手国ニーズとの整合性」、「日本の比較優位性」の5つの観点から評価した。一般的に日本の法制度整備支援に係る政策の妥当性については十分に確保されているものと評価している。特に日本の法制度整備支援における比較優位性は高く評価できるものである。

(2) 結果の有効性

法制度整備支援の4つの柱である「ルールの整備」、「法運用組織の機能強化」、「リーガルエンパワメント」、「人材育成」のいずれの観点からも、日本の取組は援助対象国におけるグッド・ガバナンスと法の支配の定着に一定の成果を残し

ていると評価できる。一方で、法制度整備支援の効果の発現には時間を要することもあり、今後のモニタリングが重要である点や、司法における腐敗問題が法制度整備支援の効果を高める上での課題である点などが有効性を高める上での課題として挙げられた。

(3) プロセスの適切性

被援助国との協議状況が適切な点や、十分な資質を備えた専門家を派遣し、高度に専門的な法制度整備支援が実施されているという点については高く評価できる。一方、他ドナーとの連携を中心としていくつかの課題も散見された。

● 外交の視点

総じて、法制度整備支援は日本の外交に大いに貢献している。特に法制度整備支援は密な人的交流を一つの特徴としており、この支援を通して多くの知日派、親日派が行政の中枢人材、及び経済界に輩出されているという面は高く評価できる。

提言

1 トップレベルの政策立案の場の設置

日本政府の上位レベルで、「法制度整備支援に関する基本方針」の改訂サイクルよりも頻繁に、法制度整備支援につ



ベトナム司法省との面談

いて検討し、政策立案を積極的に図る場を設けることが望ましい。

2 政策決定権限を有するレベルへの法制度整備支援の実施

従来の現場レベルの支援に加えて、政策決定権限を有するレベルに対する法制度整備支援の実施が必要である。

3 法律の運用状況をモニタリングするための支援の実施

今後の法制度整備支援の実施にあたっては、法律の運用のモニタリングに資する情報整備等を支援項目として付加することも有用である。

4 法・司法制度へのアクセスのための普及活動強化

被援助国のメディア等を通じた積極的な広報活動により、当該国の一般国民に対する法・司法制度自体の周知が不可欠である。

5 他ドナー・国際機関との連携強化

日本の援助の比較優位性をいかして、ドナー全体による法制度整備支援を積極的にリードしていくことにより、日本の法制度整備支援に係るプレゼンスを一層向上させることができるものと考えられる。

6 民間との連携による法制度の運用段階に対する支援の実施

法制度整備支援の実施を主に担う JICA を中心として、民間の日本弁護士連合会のような機関との協力をより重点的に図りつつ、積極的に弁護士を派遣でき、派遣中もバックアップを行う体制を構築することが重要である。

7 法制度整備支援により得られた資料の積極的な公開

日本の法制度整備支援により作成された資料は、セミナー参加者や現地の法曹からの評価も非常に高い。このため、よりアクセスしやすい形で資料を積極的に公開し、援助の効果を高めていくことが望まれる。

なお、日本の法制度整備支援の関係者は外務省・JICAにとどまらず、法務省、経済産業省、財務省や文部科学省などの他省庁や産業界、大学、弁護士会、NGO など広範に及ぶ



カンボジアにおける模擬裁判の様子（写真提供：JICA）

ことから、本件評価においては、外務省・JICA に対する直接的な提言に加えて、日本の法制度整備支援関係者全体に対して以下の提言を行った。

- (1) 日系企業への裨益を意識した体制の拡充
- (2) 法制度整備支援にかかる人財の育成

対応策の例

- 「国際法務に係る日本企業等に関する関係省庁等連絡会議」や、「経協インフラ戦略会議」等の場を活用しつつ関係省庁等との連携を強化することにより、これまで以上に迅速かつ柔軟な連携による法制度整備支援の実施を目指す。
- 成立した法令や司法制度の普及、実際の運用・適用促進を図る観点からも、JICA の技術協力事業の中でマスメディア等も活用して被援助国の一般国民向けの広報活動をより一層強化して実施していく。
- 他ドナー・国際機関と当該分野に係る支援につき情報提供を一層促進し、連携協力の可能性を探索することにより、各国・機関の有する援助リソースを最大限効率的に活用できるよう努めていく。

緊急事態における人道支援の評価

評価主任：山田 満（早稲田大学社会科学総合学術院教授）
アドバイザー：桑名 恵（立命館大学共通教育推進機構准教授）
コンサルタント：株式会社アンジェロセック
評価実施期間：2014年7月～2015年2月
ケース・スタディ国：フィリピン



全文 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000076534.pdf>

評価の背景・目的・対象

日本は、海外における災害の中で、被災国が独力で被災者の救済を行うことが難しい大規模な災害に対し、国際緊急援助隊の派遣（人的支援）、緊急援助物資の供与（物的支援）及び緊急無償資金協力（資金的支援）による国際緊急援助を実施し、各々に実績を積み重ねている。一方、これまでに実施された人道支援に関する評価は、自衛隊部隊を除く国際緊急援助隊を対象とした評価に限られている。

このため、本評価では、緊急事態における日本の人道支援に関する、人的・物的・資金的支援の全体像を対象とし、包括的に評価を行った。また、ケース・スタディとして、2013年のフィリピンにおける台風30号被害に対する国際緊急援助活動を取り上げた。

本評価の目的は、近年の人道支援において多様化する協力枠組みや脆弱な立場におかれる女性・児童に配慮した支援、緊急から復旧・復興フェーズへのスムーズな移行等における諸課題の議論にも着目し、今後の国際緊急援助政策の立案や実施へ資する提言や教訓を導き出すことである。また、評価結果を公表し国民への説明責任を果たすとともに、援助関係国に評価結果をフィードバックすることで、日本の立場への理解増進や、今後の二国間・多国間の連携強化に寄与することを目指した。

評価結果

開発の視点からは、政策の妥当性は「高い」、結果の有効性は「大きな効果があった」、プロセスの適切性は「ある程度適切だった」と評価する。また外交の視点からは、外交的意義は大きく、被災国における親日感情醸成に貢献していると言える。

● 開発の視点

(1) 政策の妥当性

緊急事態における日本の人道支援は、被災国・地域及び被

災者のニーズ並びに日本の上位政策との整合性を有し、他ドナー支援との関連性が担保され、日本の比較優位性がいかされている。また増加傾向にある人道支援ニーズに対応し、日本政府は人道支援拠出額を増加し、着実に貢献を重ねている一方、国際社会の人道支援に関する動向への対応については、一部取組が停滞している課題も見られる。

(2) 結果の有効性

日本の国際緊急援助は、質及びスピード共に高いレベルにあり、日本の人道支援は、過去10年間の拠出総額において日本が世界第4位を占めていることや国別の拠出先が地政学的に多様であること、支援分野が多岐にわたることから、支援を必要としている人々に正の影響を与え得るアウトカムをもたらしている。また「我が国の人道支援方針」における現状への具体的な対応方針（5項目）のうち「1. 難民及び国内避難民に対する支援」及び「3. 自然災害への対応」は、十分に目標が達成され、「2. 切れ目のない支援」、「4. 人道支援要員の安全確保」及び「5. 民軍連携」は着実な取組が進められ、目標は達成されている。これらの取組を着実に実施することにより、日本の人道支援方針の最終目標達成に向けて貢献した。また日本の人道支援活動について、メディアや援助関係者など積極的に情報を求める人・組織に対しては、必要かつ十分な情報が提供されている。



自衛隊部隊による医療活動の様子（写真提供：防衛省）



早期復旧専門家チームの活動の様子
(写真提供：JICA)

(3) プロセスの適切性

日本の人道支援方針は、おおむね適切なプロセスにより策定された。また、緊急人道支援の実施体制が整備され、要請から援助実施まで状況に応じた迅速な対応が行われるとともに、国際緊急援助隊、NGOなどの支援団体・組織の支援動向等の情報収集・調整、継続的なニーズの把握とモニタリング・評価が行われ、効果的に運営されている。また、ジェンダーを始めとする脆弱性への配慮が行われている。さらに、日本政府による国際緊急援助隊後から早期の復旧・復興支援につなげる取組とともに、国際機関やNGO等を通じた緊急・復旧期から復興期における援助を可能とすることで、切れ目のない支援が行われている。

● 外交の視点

「人間の安全保障」の概念を実現する取組である緊急人道支援の実施自体が、外交的意義を有する。また、災害への対応は、二国間や多国間の対話や協力において主要議題に挙げられ、実施する外交的意義は大きい。さらに日本の国際緊急援助隊は、被災国における親日感情の醸成に貢献しており、国際社会における日本の貢献の認知、被災地域の平和と安定、諸外国の日本に対する信頼強化への貢献が期待される。

提言

1 イニシャルアセスメント*機能の増強：自然災害

イニシャルアセスメントによる状況把握と緊急対応フェーズにおける活動展開の立案機能の充足が重要である。

※緊急支援の初動段階における、被害状況や必要とされるニーズに関する調査及び査定のこと。

2 簡易評価 (Rapid Review) *の実施

緊急人道支援における緊急対応フェーズにおいて、イニシャルアセスメントによる事業展開方針を評価基準とする簡易評価の実施を提案する。

※緊急支援フェーズから復旧支援フェーズへと移行する時期に、それまでに実施してきた緊急支援活動の内容やインパクトを評価し、イニシャルアセスメントにおいて想定していた復旧支援内容を見直す作業のこと。ここで実施する評価とは、各種文献調査や定量的評価を実施するという評価ではなく、「活動地の訪問による観察及び被災者や関係者への聞き取りによる」レビューといった活動を介した迅速な評価である。

3 人道支援活動を支えるコモンサービス*への貢献

日本による人道支援活動の比較優位性における一つの取組として、間接的支援の充足を提案する。

※人道支援活動を実施するあらゆる関係者に利する公益性の高い活動のこと。関係者間の調整や通信の復旧、輸送サービスなど。

4 人道支援を災害サイクルとして対応すること

防災、開発、緊急、復旧、復興対応を関連付けながら、一連の災害サイクルとして支援する戦略と仕組みづくりが重要である。

5 民間セクターとの連携を促進すること

人道支援の全てのプロセスにおいて、政府アクターとNGOとの連携と強化する体制作りとともに、民間アクターとの連携体制を平時より確立することが重要である。

対応策の例

- 災害発生時に在外公館やJICA事務所からの情報収集に加え、国連災害評価調整(UNDAC)チームへの日本人専門家の派遣を引き続き積極的に実施する。また、災害発生直後に、必要に応じ、機動的に外務省緊急・人道支援課、JICA国際緊急援助隊事務局のほか、要すれば関係省庁から国際緊急援助に関する知見を持つ人員を調査チームとして派遣することなどを通じて、可能な限り迅速かつ正確な被害状況の把握に努める。
- これまでも国際緊急援助隊の活動中から、復旧・復興フェーズを視野に入れたアセスメントを実施してきている。必要に応じ、関連の分野の専門家を国際緊急援助隊員として派遣することの検討を含め、引き続き緊急援助活動終了後の支援を切れ目なく実施するよう努める。
- 国際的な支援調整枠組に積極的に参加し、日本からも有益な情報提供や人的貢献を行いつつ、被災国政府のニーズに基づき、必要な支援を的確に実施していく。

保健関連ミレニアム開発目標 (MDGs) 達成に向けた日本の取組の評価

評価主任：山形 辰史（日本貿易振興機構アジア経済研究所国際交流・研修室長）
アドバイザー：喜多 悦子（笹川記念保健協力財団理事長）
コンサルタント：みずほ情報総研株式会社
評価実施機関：2014年7月～2015年2月
現地調査国：セネガル、ガーナ
（注：両国に現地調査を行う予定であったが、近隣国におけるエボラ出血熱の大流行を考慮して、現地調査は中止。文献調査及び現地 ODA タスクフォースへの電話ヒアリングを実施した。）



全文 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000076535.pdf>

評価の背景・目的・対象

2000年に採択されたミレニアム開発目標 (MDGs) の達成に向けて、日本は一連の保健分野開発政策を策定し、二国間・多国間援助による支援を行ってきた。しかし、2015年の達成期限を控え、保健関連目標の達成状況は十分とは言えず、国際社会では疾病等を対象とした分野別援助に加え、保健システム強化といった疾病横断型の援助やユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) ※に注目が集まっている。これらの背景を踏まえ、本評価では、MDGs 採択から2013年までに日本が行ってきた保健関連 MDGs 達成に向けた取組について、総合的な評価を行った。

※基礎的な保健医療サービスを負担可能な費用で受けられること。

評価結果

● 開発の視点

(1) 政策の妥当性

日本の保健分野 ODA 政策（イニシアティブ等）は、MDGs や G8 サミットなどに見られる国際社会の取組・援助潮流と、おおむね一致している。両者の差異は、日本の援助実績が近隣アジア諸国に手厚いのに対し、保健分野でより深刻な問題を抱えている国々はサブサハラ・アフリカに多いという点にある。これは、ODA を通じて近隣諸国との友好関係構築も図るという日本の「国益」によるものだが、地域的・歴史的近隣関係に発する「国益」に応じた ODA の地域的配分の偏りは他国でも見られる傾向であり、諸点を考慮すれば、政策の妥当性は高いと言える。

(2) 結果の有効性

本評価では OECD の ODA データや保健関連ミクロ・データ・セットによる分析結果を用いて評価を試みた。その結果、日本の保健関連 ODA 供与と MDG 4（乳幼児死亡率の削減）

及び MDG 5（妊産婦の健康の改善）に関する指標の改善度は統計的に有意な相関関係を示したが、その度合いは日本よりも日本以外のドナーの方が強かった。この点は、日本の保健関連 ODA が MDG 関連指標の改善潜在性の高いアフリカ諸国よりも既に改善が比較的進んでいる東アジアの国々に厚く配分されているため、ODA 投入のアウトカムないしインパクトが、アフリカ諸国への配分の厚い他ドナーと比べて小さく出たものと解釈できる。

次に、ミクロ的なデータ分析や事実調査からケーススタディ 2 개국（セネガル、ガーナ）における日本の保健関連 ODA 供与の効果を見ると、MDG 4 の主要指標である乳幼児死亡率や MDG 5 や MDG 6（HIV/AIDS、マラリア、その他の疾病の蔓延の防止）に関する指標の一部において、両国での日本の支援の重点地域では近隣の比較対象地域の値や国平均値に比べて改善度が高かった。このような観察事実から、日本が包括的に保健サービス支援に取り組んだ地域においては、他地域に比して保健アウトカム指標の改善度が高かったという意味で、日本の保健 ODA 支援の効果が上がったものと考えられる。

(3) プロセスの適切性

ケーススタディ国における援助プロセスを見ると、両国ともに、相手国政府からの要請や他ドナーの既存の保健援助の動向を勘案した支援対象地域の選定を行い、行政能力向上、保健システム改善、基礎的インフラ整備といった当該地域の保健サービス向上の底上げに役立つ支援が行われた結果、徐々に両地域の保健指標が改善され始めていることがうかがえた。グローバル分析においても、特に大きな問題は見いだされなかった。

● 外交の視点

日本の保健 ODA 支援により、日本と相手国の二国間関係において、現地での日本の認知度の向上や親日感情の醸



セネガル母子保健サービス改善プロジェクトII

成などの形で一定の効果が挙げていることがうかがえた。

また、国際社会レベルでは、グローバルファンド[※]創設への貢献や保健システム強化の重要性の訴求など、保健分野の取組課題について国際社会への問題提起に取り組んだ具体例が認められた。

※世界エイズ・結核・マラリア対策基金の略称。エイズ、結核、マラリア対策の資金を、各国の政府、民間財団、企業等から調達し、予防、治療、感染者支援、保健システム強化のために提供する機関。ジュネーブに本部を置く。

提言

1 地域的「選択と集中」

本評価のケーススタディ2か国では、(1)保健課題の深刻さ、(2)他ドナーの不在、という需要面及び供給面の要因を鑑みて、日本の保健関連ODAが特定地域に集中的に供与され、分野横断的に包括的な(holistic)介入が試みられていた。このような地域的「選択と集中」は、他国にも応用し得る一つのモデル事例を提供していると言える。ODA財源の制約が強まる中、このようなモデルは、優位性を持つ分野に資源を投入する分野的「選択と集中」とともに、念頭に置かれるべき観点である。

2 地域アプローチによるユニバーサル・ヘルス・カバレッジへの寄与

ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)という課題をどのようにして達成するかについては今も議論の残るとこ

ろだが、本評価では、各ドナーが注力する地域を分担し、担当地域の保健サービス向上を目指すことにより、結果として、国内の全地域の保健サービス普及(すなわちUHC)が達成される可能性がある、という教訓が得られた。ドナー間コーディネーションを行い、保健支援のニーズの高い地域への支援を分担することによって、より効率的な保健サービス支援拡大が可能になると考えられる。

3 サブサハラ・アフリカでのプレゼンスの向上

MDGsは2015年9月に「持続可能な開発目標」(SDGs)へと継承予定だが、この保健関連目標とターゲットに関し、特に保健水準の低いサブサハラ・アフリカや紛争国において大きな改善が求められている。日本は先進国の一員として、アジア諸国と協力し、より保健支援ニーズの高いこれらの地域において、大きな役割を果たすべきである。これまで日本が実績を積み上げてきた人材育成や保健システム強化等の支援経験は、こうした国・地域の保健水準向上のためにも有効と考えられる。

対応策の例

- 引き続き、地域的「選択と集中」の視点を案件形成の際の検討要素の一つとして重視する。
- 今後もUHCの促進のため、相手国政府や他ドナーと協議を行い、保健支援のニーズが高い地域への支援をより効果的、効率的に行う。
- 平成27年度開発協力重点方針においては、アフリカへの支援の重点課題として「エボラ出血熱流行国を中心とした保健システムの再構築」を掲げており、またTICAD Vの成果物である「横浜行動計画2013-2017」も着実に実施していく必要がある。ポスト2015年開発アジェンダの動向も踏まえつつ、アジアでの知見・経験も適宜活用しながら、アフリカや紛争国への必要な支援を行う。



野口記念医学研究所概観(写真提供:久野武志)

相対的に所得水準の高い国に対する無償資金協力の評価

評価主任：源 由理子（明治大学大学院ガバナンス研究科専任教授）
アドバイザー：村上 勇介（京都大学地域研究統合情報センター准教授）
コンサルタント：株式会社国際開発センター
評価実施機関：2014年7月～2015年2月

全文 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000076536.pdf>

評価（レビュー）の目的と対象

本評価（レビュー）は、相対的に所得水準の高い国に対して実施された無償資金協力事業について、①実施された背景・目的・具体的な理由、②実施された成果（アウトカム・インパクトを中心とする「有効性」）を把握することを通して、案件計画段階で想定された意義が実際にあったかどうか、などについて整理・分析をするべく実施された。本レビューの対象は、過去5年間（2008～12年度）に事後評価が実施された相対的に所得水準の高い国^{*}に対する無償資金協力事業のうち、事後評価報告書が入手可能な案件に、一般文化無償資金協力5案件を加えた78案件である。

^{*}本報告書では、「交換公文（E/N）に署名した年度に世界銀行（世銀）の基準によって中進国・中所得国に分類されていた国」を指す。

対象案件実施における開発課題（実施背景）

評価対象78案件は、複数の課題への対応を目的とした案件が多いが、開発課題で最も多いのは「貧困削減」（59案件、76%）であり、他の「経済・産業」（34案件、44%）、「途上国の特性に起因する課題」（19案件、24%）等の開発課題と比べると圧倒的に高い割合であった。相対的に所得水準の高い国であっても、国内に貧富の格差があるため依然として「貧困削減」が重要な開発課題として存在し、今後の持続的な発展と社会経済的な安定の確保のためには、特に貧困層の生活環境や病気・健康といった開発課題への対応が必要不可欠に分かる。そのほか、ヨルダンの事例に見られるように、個別案件に関する背景とは別に、対象地域・国に対する無償資金協力の実施が、相手国の所得水準に関係なく地政学的要因等、戦略的に重要であるとの判断から実施されるケースも存在する。

	概況	特徴
開発課題別	「貧困削減」への貢献を目指したほとんどの案件（57案件、98%）で一定程度以上の貢献が見られる。これに「経済・産業」（32案件、96%）、「途上国の特性に起因する課題」（19案件、100%）の順で続く。	<ul style="list-style-type: none"> 案件数が最も多い「貧困削減」を開発課題とした案件では、他の開発課題と比較して、案件が計画通りに実現した割合が高くなっている。 「貧困削減」と「経済・産業」の両方の開発課題を解決することが念頭に実施されている案件が多く見られたが、一定の効果があるもののA評価となった案件は半数にとどまっており、達成水準の点では必ずしも十分な成果があると言えない状況にある。
分野別	案件数が5案件以上の主要6分野のうち、A評価案件が半数程度よりも少なく低い割合となっているものとしては、「水産（A評価の割合21%）」「上水道（同55%）」「水資源開発（同60%）」の3分野があげられる。案件数の比較的多い主要分野においてB評価案件が目立つ結果となった。一方、「保健・医療」は、「水産」に次いで案件数が多い主要対象分野であるが、実施された12案件全てがA評価となった。	<ul style="list-style-type: none"> 「水産」は、開発課題への貢献の観点からは、「経済・産業」、「貧困削減」、「途上国の特性に起因する要因」が主要な対象となっているが、いずれにおいても実現状況は好ましくない。 「上水道・水資源開発」については、「貧困削減」が重点的な開発課題であり、全ての案件において一定の成果が見られるものの、その達成度合いは必ずしも十分ではない。 「保健・医療」は、主要なプロジェクト目標として設定されている「各種医療活動の水準の向上」が着実に実現しており、当初の計画通りにアウトカム・インパクトが実現されている。
地域別	案件数が最も多い「中南米」では26案件中、A評価は半分以下の12案件（46%）にとどまり、13案件（50%）がB評価、1案件（4%）がC評価となった。B及びC評価案件がA評価案件の割合を少し上回っており、他地域と比較して突出して評価結果が低い。	<ul style="list-style-type: none"> 「中南米」が他地域と比較して評価結果の低い要因としては、評価結果の低い分野である「水産」及び「上水道・水資源」の割合が高いことにあると考えられる。 「中南米」独自の要因として、評価結果に影響を与えやすい阻害要因である「政策・方針変更」及び「不適切な機材選定、メンテ・スペアパーツの確保」の問題が起りやすいということも挙げられる。

また、相対的に所得水準の高い国では、「貧困削減」への取組だけでなく、「経済・産業」の発展を支援することを開発課題とした案件の割合が高く、特に、水産、電力、道路、港湾等の分野においては経済・産業発展への支援と貧困削減の両方の取組が事業実施の背景となっているケースが多く見られた。

対象案件の有効性・インパクトの整理と分析

対象案件の有効性・インパクトのレーティング結果[※]は評価対象 78 案件中 A が 50 案件 (64%)、B が 27 案件 (35%)、C が 1 案件 (1%) で、対象案件の多くが A である一方、B の案件も 3 分の 1 程度見られた。開発課題別、分野別、地域別の特徴は、前ページ表のように整理できる。

※レーティング分類は以下のとおり。

- A おおむね達成され、効果が実現している
- B 一定程度達成されているものの、一部効果の実現に問題がある
- C 達成は限定的であり、効果が実現していない

有効性・インパクトの実現に対する貢献・阻害要因

最も多かった貢献要因は「実施機関の十分な技術水準」で、「実施機関の適切な運営維持管理体制」、「実施機関の健全な財務状況」の順で続く。阻害要因で最も多かったのが「相手国政府・実施機関の財務状況に課題」及び「実施機関の運営維持管理体制に課題」で、「実施機関の技術水準に課題」の順で続く。

相対的に所得水準の高い国に対する無償資金協力のあり方

(1) 相対的に所得水準の高い国に対する無償資金協力（以下、「本協力」）は、「貧困削減」対策を中心に実施されている。所得水準が向上しても、地域間・階層間の「格差」問題は依然存在しており、国家の能力、行政機能の不十分さに起因することが多く、政治社会が不安定化する要因となっている。このため、対象国で十分な予算措置が難しい「貧困削減」支援を行うことは重要な意味を持つ。

(2) 所得水準が向上しても、経済的な離陸が果たせない国が多く見られる。中所得のレベルに達した国の中にも、産業化・工業化が十分に進展しておらず、第一次産品輸出に依存する国は数多く、本協力の 1 つの特徴である「貧困削減」と「経済・産業開発」を合わせて実現を図るアプローチは重要な意味を持つ。

(3) 本協力は、「有効性・インパクト」は 3 分の 2 程度、「妥

当性」についてはほぼ全部が A 評価案件であり、貧困国・低所得国に比べて評価結果が高く、必要かつ有効な支援となっている。特に、「貧困削減」を開発課題として実施された事業は評価結果が高く、十分な貢献が期待できる。

(4) 過去の本協力が一定の成果をあげていることを踏まえて、これまでの援助の実績を「財産」と考え、その継承と発展のため、引き続き貧困対策・格差是正、産業発展等、効果的な案件を実施していくことが重要である。

(5) プロジェクトレベルの背景・要因だけではなく、外交効果、経済的利益等の直接的間接的な日本の国益を踏まえて本協力が実施されるケースがある。国益を踏まえて例外的に無償資金協力を実施する場合は、①実施における基準を明確に示す等、十分な説明責任を果たすこと、②対象案件もしくは関連する一連の支援により意図された国益が実現されたかについて十分に評価することが求められる。

対応策の例

- 所得水準が相対的に高い国については、有償資金協力の活用を最大限追求する。その上で、無償資金協力の供与を検討する際には、まずは緊急性、迅速性又は人道上のニーズの観点から適否を判断する。上記の観点を満たさない場合であって、有償資金協力によることが困難な場合又は適当でない判断される場合には、個別の案件について実施の意義を複合的に精査した上で、無償資金協力による実施が十分に説明可能な効果の高い事業に限って実施する。
- 無償資金協力の実施については、白書やホームページ等を活用し、引き続き説明責任を果たすことに努める。
- 事後には、引き続き可能な限り、当該支援の効果について評価を行う。

草の根技術協力に関する評価

評価主任：源 由理子（明治大学大学院ガバナンス研究科専任教授）
アドバイザー：渡辺 龍也（東京経済大学現代法学部教授）
コンサルタント：株式会社アンジェロセック
評価実施期間：2014年9月～2015年2月

全文 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000076537.pdf>

評価の背景・目的・対象

本評価の対象は、JICAの運営交付金事業の一形態である草の根技術協力事業（以下、「本スキーム」）である。本スキームは、日本のNGO、大学、地方自治体及び公益法人などの団体が、開発途上国の地域住民を対象に実施する開発協力に係る活動を、日本のODA事業の一環としてJICAが支援することにより、国際協力への市民参加を促進することを旨とする事業である。事業目標は、①「市民の力による開発への貢献の質・量の拡大」及び②「日本における開発協力への理解・参加の促進」の二つである。

本評価の目的は、2014年度行政事業レビューにおいて言及されたコメントを踏まえつつ、本スキームを客観的・総合的に評価し、スキームの改善点や今後目指すべき方向性に関する提言や教訓を得ることである。また、評価結果を公表し、国民への説明責任を果たすことを目指す。

評価結果

開発の視点からは、政策の妥当性は高く、結果の有効性はある程度高いと判断する。プロセスの適切性はある程度適切であった。また外交の視点からは、外交レベルの波及効果は具体的に確認できなかったものの、草の根の開発課題に取り組む市民レベルの交流を促進するもので、日本の外交を補完し、その有効性を高めることに寄与していると判断した。

● 開発の視点

(1) 政策の妥当性

本スキームは日本のODA上位政策、JICAの支援方針及び国際潮流・国際的課題と整合し、他ドナーに対する比較優位性もある。外務省・JICAのNGO等支援事業は「資金協力」と「活動環境整備事業」の二種類に分類することができるが、本スキームと他の支援事業との間に明らかな重複はなく、他省庁等による類似の施策も見つけることができなかった。ただし、外務省の支援事業であるNGO事業補助金の対象事業

は、それら二種類の事業の双方にまたがり、「活動環境整備支援事業」と一見類似するものも見られ、一つの独立したスキームとして維持していくことの適切性を判断する時機に来ている。

(2) 結果の有効性

二つの事業目標のうち、①「市民の力による開発への貢献が拡大」については、その達成度は高いと判断した。一方で②「日本における開発協力への理解・参加の促進」の達成度は、必ずしも高くない。その要因としては、事業目標2の達成に必要な「国際協力活動の担い手の育成」等のサブ目標群が明確に位置付けられておらず、そのための活動が不十分であったことが挙げられる。

(3) プロセスの適切性

実施プロセスの適切性に関しては、実施団体及びJICAによる個別事業の実施サイクル（PDCA）に準じた計画・実施監理・評価の実施に関するプロセスはある程度適切であった。ただし、JICAによる団体の各種事務管理能力強化のためのコンサルテーションは、担当者によって質にばらつきがあること、限られた人員でプロジェクトを実施しているために、地域における広報活動に十分に手が回っていないことなどが確認され、よりよいスキーム運営のためには一部改善の余地がある。

事業の制度改善及び運用プロセスの適切性は、NGOとJICA、及びJICAと自治体間で課題の協議や情報共有を行う環境が整備されていることから、適切であると判断した。

● 外交の視点

日本のNGO・NPO、大学、地方自治体等がそれぞれの得意な分野・手法で、草の根の地域に密着した開発協力を行うことで途上国の多様なニーズにきめ細かく対応し、ODAの中での補完的な役割を果たしている。また、実施団体とJICAが共同でプロジェクトを実施することで官民連携の推進に貢献し、ODAの充実・強化に寄与している。さらに本スキームは、草の根の開発課題に取り組む市民レベルの交流、

ないしは「市民外交」を促進するもので、日本の外交を補完し、その有効性を高めることに寄与すると言える。

提言

1 事業の政策意図の明確化

事業目標②「日本における開発協力への理解・参加の促進」の達成に向けて、「国際協力活動の担い手の育成」等のサブ目標群を明確に位置付けるとともに、サブ目標達成に必要な具体的な活動を本スキームの支援対象に加える必要がある。

2 他の国際協力支援事業との関係性の整理

相互補完関係にある「資金協力」と「活動環境整備事業」をより戦略的に運用し、二種類の事業の相乗効果を高めることが望まれる。その両面を持つ NGO 事業補助金は、他事業で対象としていない NGO からのニーズの高い分野の事業をどう確保すべきかよく検討した上で、これら二種類のうちどちらかに割り振って維持することを提言する。

3 幅広い市民の力を更に広げるための草の根協力支援型の見直し

中小規模の団体の参加を促し、国際協力に参加する市民の多様性を確保するために、草の根協力支援型を見直し、中小規模団体のニーズや課題に則した新しい枠組みを設ける。

4 NGO 等の持続性の向上

NGO 等の外部資金への依存を生まないよう、持続性に配慮する必要がある。具体的には、NGO 等のこれまでの活動実績に見合った提案上限額にするなど、NGO 側とも協議しつつ、制度の改善を図るよう求めたい。

5 評価の質の向上

実施団体による自己評価や JICA による終了時評価能力を向上させるため、双方に対する評価研修を実施する。また、評価の客観性や有用性を高めるため、評価へ現地カウンターパートや受益者の参加を組み込むことを提言する。

6 国内と海外の経験・教訓を双方向に活かす方策の必要性

他省庁による類似の施策は見つけれないこと、これまで

の案件において地域活性化に貢献した例も存在していることを踏まえ、国際協力で得た経験や知見を地域社会に還元するために、団体から提案があった場合には、JICA が提供する資金の一部を地域活性化に貢献する活動に充てることができる仕組みの構築が必要である。

7 中間支援組織、地域のネットワーク型 NGO との積極的連携の推進

実施団体の事業実施能力の強化のための学び合いの場の提供や中小規模 NGO の相談役として、地域のネットワーク型 NGO や中間支援組織の果たす役割は大きい。これら組織は地域社会における NGO 間のハブとしての機能も期待される。ところ、地域のネットワーク型 NGO や中間支援組織の能力強化を積極的に支援することを提言したい。

8 途上国オーナーシップの強化

より効果的な現地の課題解決や現地市民社会の強化に貢献するよう、本スキームの事業実施や評価における現地 NGO や団体の積極的参加を促進し、途上国側のオーナーシップを強化することが求められる。

対応策の例

- JICA の課題別指針「市民参加」を見直しており、草の根技術協力事業に係る項目において、事業目標②の達成に必要なサブ目標をより明確に位置付けることとし、現在取りまとめている。
- JICA が新たに策定した募集要項において、「日本の市民が国際協力に対する理解・参加を促す機会となること」を明確に位置付け、事業実施を通じた組織運営強化、担い手の育成、市民の開発課題への関心向上、国際協力の経験・知見の日本社会への還元に資する活動についても、審査の視点としてこれまで以上に重視することとした。
- 国際協力経験の少ない、特に地域の NGO が参加しやすい、より小規模な制度（新・草の根協力支援型）を設置した。また、現行の草の根パートナー型・草の根協力支援型を統合した新・草の根パートナー型における案件審査を団体の組織規模に応じたカテゴリーごとに実施することとした。
- 2015 年度上半期に、JICA が全国規模で説明会を開催すると共に、NGO 支援事業を拡充し、草の根技術協力事業への応募を検討している団体や実施中の団体が活用しやすいようにする。また、採択内定後に実施している事業マネジメント説明会等を拡充し、必要に応じた能力強化を行う予定である。
- 「日本の地域社会が抱える課題解決にも貢献する活動や開発途上国における経験を日本国内に還元する活動」を含む提案を勧める旨、2015 年度以降の新・草の根パートナー型及び新・草の根協力支援型募集要項に明記し、当該活動を含む場合には、審査項目「市民参加協力の観点」に加点することとし、地域活性化を更に推進する取組を推奨する。

過去の ODA 評価案件（2003～2013 年度）のレビュー

評価主任：廣野 良吉（成蹊大学名誉教授）
アドバイザー：大野 泉（政策研究大学院大学教授）
コンサルタント：株式会社国際開発センター
評価実施期間：2014年4月～2014年7月

全文 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000076538.pdf>

レビューの背景・目的・対象

2014年から2015年にかけて行われた ODA 大綱の見直しに際し、過去約 10 年間（2003～2013 年度）に実施した外務省 ODA 評価（政策レベル評価：国別評価及び重点課題別評価）を対象に、評価結果及び提言・教訓の分類化と体系化を行うとともに、ODA 大綱を切り口としたレビュー、日本（外務省）と他ドナーとの評価体制・手法に関する比較を実施し、ODA 大綱の見直し、今後の ODA 評価における課題や方向性検討等に資するレビューを行った。

レビュー結果

（1）評価結果の分類化・体系化

政策の妥当性では、「極めて高い」（10%）、「高い」（80%）、結果の有効性では、「効果があった」（54%）、「ある程度効果があった」（40%）、そしてプロセスの適切性では、「極めて適切に実施された」（3%）、「適切に実施された」（67%）、「ある程度適切に実施された」（23%）であった。外交の視点からの評価は、実施した全ての報告書で「認められる」との評価結果であった。過去約 10 年間の時系列の比較からは、日本の ODA は全般的に改善されていると言える。

（2）提言及び教訓の分類化・体系化

提言・教訓（515 件）を分類すると、カテゴリー（分類）別では、「援助プロセス・実施体制の改善」、「援助アプローチの改善」が上位 2 位で多くの提言・教訓があり、サブカテゴリー（副分類）別では、「戦略・プライオリティ（優先度）の明確化」、「他アクターとの連携強化」、「プログラム・アプローチの導入」、「その他の援助政策の改善」、「モニタリング・評価に関する改善」、「ODA 広報の強化」、「現地 ODA タスクフォースの強化」が上位であった（30 ページ図表 2 参照）。このうち、前回レビュー調査時（2009 年度）との比較において、「戦略・プライオリティの明確化」は変わらず第 1 位であったが、「他アクターとの連携強化」に関しては、第 8 位から第 2 位と、提言・教訓数が大幅に増加した。

（3）ODA 大綱を切り口としたレビュー

ODA 大綱を切り口としたレビューでは、「援助政策の立案及び実施体制」、「基本方針」、「重点課題」、「国民参加の拡大」、「効果的実施のために必要な事項」といった順で提言・教訓が多く、サブカテゴリー別では、「一貫性のある援助政策の立案」、「国際社会における協調と連携」、「情報公開と広報」、「政策の決定過程・実施における現地機能の強化」、「評価の充実」等が上位を占めた（次ページ図表 1 参照）。

主な提言

1 ODA 政策に関する提言

（ア）援助戦略・方針の一層の明確化

援助戦略・方針の問題に関する提言・教訓は数多い。日本が強みを有し、比較優位性が高い分野での支援を、他の外交手段との連携も考慮しながら、積極的に策定するなど、具体的にメッセージ性のある援助の戦略・方針を一層明確に示し、可能な限り指標も設定することが望ましい。

（イ）民間等他アクターとの連携と協調の更なる促進

国際機関、地方自治体、民間企業、大学、NGO（非政府組織）などとの協力・連携関係を更に拡充すべきである。特に、民間との連携については、一層の取組強化を図る必要がある。これらを上位政策で打ち出すとともに、連携を促進する制度設計及び現地機能の強化等も検討する必要がある。

（ウ）多様な支援対象国（高中所得国、ポスト・コンフリクト国／脆弱国等）に応じた援助方針策定

多様な支援対象国への援助方針では、南南協力、広域開発、経済連携、平和構築、外交的な重要性など当該国の開発にとどまらない多様化した課題への対応等も明確に示すべきである。

2 ODA 実施に関する提言

(ア) 情報公開、ODA 広報の強化

日本の ODA の認知度を、国内及び被援助国等で高めるべく、限られた予算・人員の制約がある中で、一層効果的な ODA 広報の検討・実施が重要である。特に、多様な支援対象国の状況に応じた現地広報の工夫が必要である。

(イ) ODA 評価結果の一層の活用

ODA の戦略的・効果的実施のため、本レビューで得られた提言・教訓を、今後の ODA 政策策定・実施にいかすとともに、個別の ODA 評価結果及び提言等が確実に次の援助等に反映され、PDCA サイクルを回す鍵となる仕掛けを工夫・強化する必要がある。

3 ODA 評価手法に関する提言

(ア) 評価判断の明確化

評価判断を一層明確に示すために、開発の視点からの評価結果のレーティング（格付け）に関しては、原則導入すべきであり、また結果の有効性に関しては、アウトプットの他、アウトカム・レベルの効果発現を確認するために、援助方針の策定、又は評価の計画段階における指標設定や記載事例などを充実させるべきである。

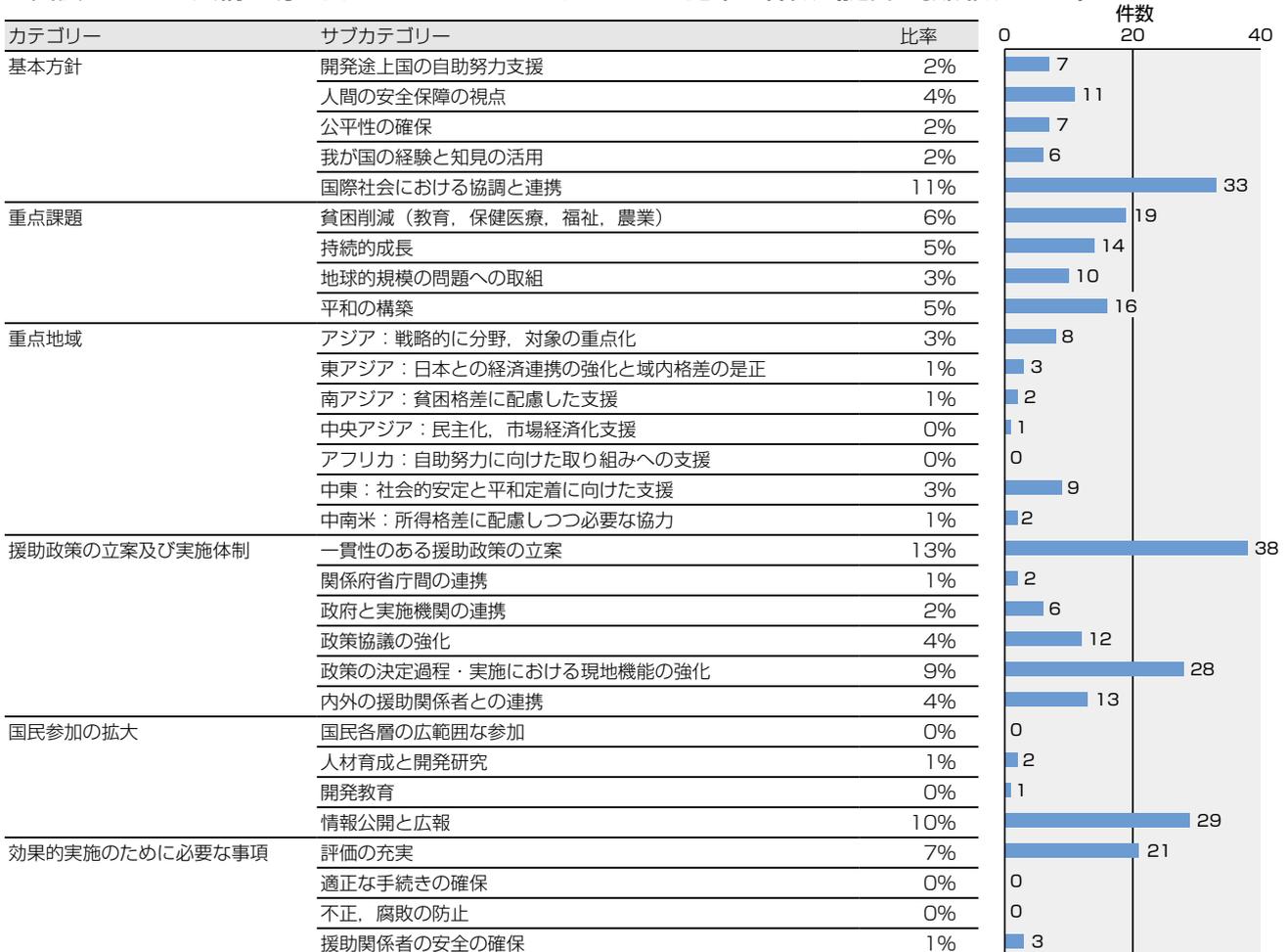
(イ) 新たな視点を含め、メリハリのある評価の実施

予算及び評価期間等に一定の制約はあるものの、一部形式化している評価項目を見直し、日本の比較優位性、他アクターとの多様な連携、多様な支援対象国特有の目的等、新たな視点を考慮し、結果の有効性の評価を充実させる等、メリハリをつけた評価を実施してゆくべきである。

(ウ) 外交の視点からの評価の強化

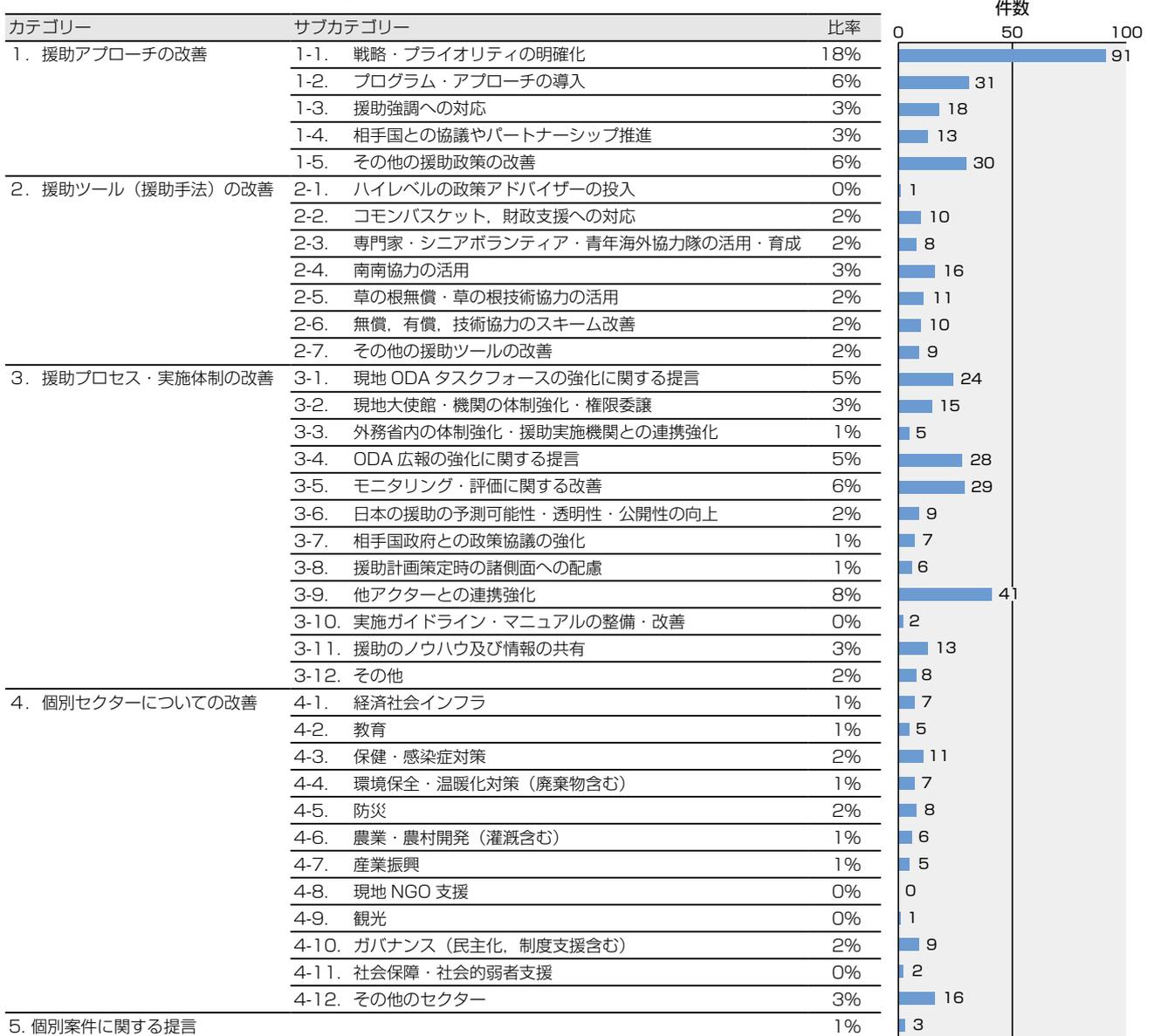
「外交の視点からの評価」は、今後ますます重要となる評価であり、開発の視点からの評価と同様に、評価ガイドラインにおいて、より詳細な評価の視点を示すべきである。

■ 図表1 ODA大綱を切り口としたサブカテゴリーごとの比率・件数（提言・教訓数=303）



出典：評価チーム作成

■図表2 サブカテゴリーごとの比率・件数（提言・教訓数=515）



出典：評価チーム作成

日本 NGO 連携無償資金協力案件の事後状況調査

背景

日本 NGO 連携無償資金協力は、一定の要件を満たした日本の NGO が実施する、開発途上国・地域の住民に直接裨益する経済・社会開発事業に対して ODA 資金を供与するスキームである（2014 年度と同スキームによる資金協力実績は、総額約 40.9 億円（計 108 事業・57 団体・35 か国・1 地域））。

日本の NGO による開発援助の重要性が増す中で、資金協力スキームにより実施した事業に対する評価を充実させるため、2005 年度以降、毎年事後調査を実施している。

調査の目的

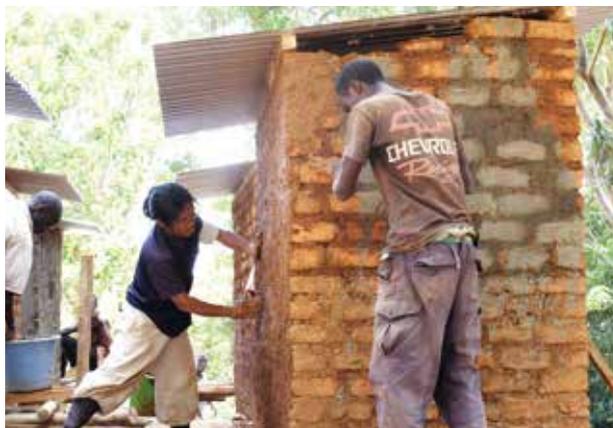
事業が完了してから一定期間（3～4 年）後にどのような状況にあるかについて調査を行う。調査結果は、実施団体にも通報しており、PDCA サイクルの一環として外務省と在外公館との間で類似案件を審査する際の参考情報としている。

調査方法

各事業を所管する在外公館の職員が、事業完了後 3～4 年後をめどに調査する。調査にあたっては、所定の共通様式（「事後状況調査シート」）を用いて、計画の妥当性、目標の達成度、効率性、インパクト、持続性、社会的配慮、環境への配慮といった観点から確認する。また、建物・機材の維持管理状況、教育・訓練施設・人材の活用状況、日本の ODA による援助であることを示すなどの広報協力の実施状況、維持管理体制等についても確認する。評価結果は、3 段階の総合評価（A～C）を付して、外務省に報告される。

調査結果の概要

2014 年度は、日本 NGO 連携無償資金協力により 2010 年度に贈与契約が締結された全事業 78 件のうち、治安情勢により調査が困難であった案件、翌年度も継続して実施している案件等を除く 32 件（計 24 団体・18 か国）を対象に 2014 年度末までをめどに調査を実施し、25 件は「A」、6 件は「B」、「C」は 1 件との総合評価を得た。



公益社団法人日本国際民間協力会（於ケニア）
し尿分離型環境衛生式トイレによる衛生改善と持続可能な農業の確立及び収入創出を基にした総合的村落開発



公益財団法人プラン・ジャパン（於インド）
ラジャスタン州における乳幼児の総合的栄養改善事業



特定非営利活動法人 JIM-NET（於イラク）
シリア難民妊産婦支援事業

政策評価法

日本の政策評価制度は、平成13年に行われた中央省庁等改革の大きな柱の1つとして導入されました。各府省は、同年に制定された「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（以下、「政策評価法」）によって、その所掌する政策について自己評価を行うことが義務付けられています。その主な目的は、次の3つです。

- ① 行政機関が国民に対する説明責任を果たし、透明性を高めること。
- ② 国民的視点に立った成果重視の行政への転換を図ること。
- ③ 国民本位の効率的で質の高い行政を実現すること。

各府省は、政策の目的・目標が国民や社会のニーズに合っているか（必要性）、使われた費用に見合った成果が上がったか（効率性）、期待された効果が上がったか（有効性）を中心に、その政策の効果を分析します。そして、評価結果を政策の見直しや新しい政策の企画・立案に役立てます。

一方、総務省は、各府省の政策評価の点検（客観性担保評価活動）と同時に、複数府省にまたがる政策を評価（統一性・総合性確保評価）しています。

なお、政策評価の詳細については、総務省の「政策評価ポ一

タルサイト」(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index.html) を御覧下さい。

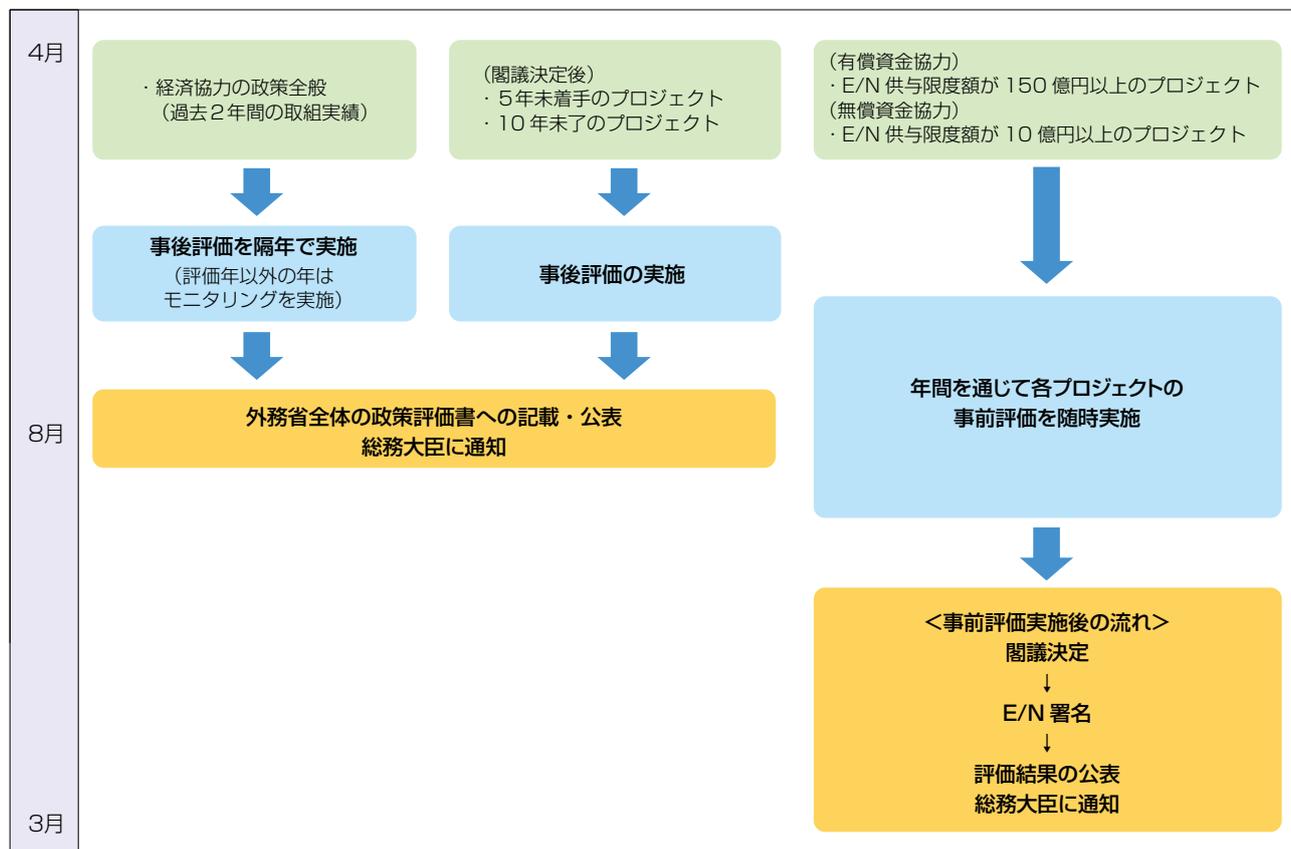
政策評価法に基づく外務省のODA評価

政策評価法及び同施行令に基づき、外務省では、ODAの施策について、以下の評価を行っています。各評価の流れは下図のとおりです。

(1) 政策レベル（事後評価）

政策評価法第6条、第7条及び第8条の規定に従い、評価の手法、実施体制、情報の公開など評価に関する基本的な事項について定めた基本計画（3年から5年に1度策定）及び評価の対象となる施策などについて定めた実施計画（年度毎に策定）に基づいて政策評価を実施し、ODAに関する施策の評価も行っています。平成26年度に実施した施策の評価・モニタリングについては、平成27年度外務省政策評価書（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000097064.pdf>）に掲載しています。

政策評価法に基づく外務省のODA評価の流れ（注）



（注）政策評価法に基づくODA評価は自己評価

(2) プロジェクト・レベル（事前及び事後評価）

(ア) 事前評価

政策評価法第9条及び同施行令第3条第5号に基づき、有償資金協力案件については供与限度額が150億円以上、無償資金協力案件については供与限度額が10億円以上のプロジェクト関連の案件をそれぞれ対象とし、当該案件を採択した根拠という観点から事前評価を行っています。事前評価

は、当該案件の閣議決定までに行い、交換公文（E/N）署名後に外務省ホームページ上で評価結果を公表しています。平成26年度には、無償資金協力案件は44件、有償資金協力案件は19件について、事前評価を実施しました。

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hyouka/2014_jizen/index.html)

■無償資金協力案件の事前評価：44件（E/N供与限度額10億円以上の無償資金協力プロジェクト）

国名	案件名	交換公文署名日 (日本時間)
ペナン共和国	アトランティック県アラダ病院建設・整備計画	平成27年3月31日
ブータン王国	国道一号線橋梁架け替え計画	平成27年3月30日
カンボジア王国	スバイリエン州病院改善計画 プノンベン交通管制システム整備計画	平成27年3月30日
フィリピン共和国	ミンダナオの紛争影響地域におけるコミュニティ開発計画	平成27年3月26日
ミャンマー連邦共和国	港湾近代化のための電子情報処理システム整備計画 マンダレー上水道整備計画 ヤンゴン市無収水削減計画	平成27年3月19日
エチオピア連邦民主共和国	南部諸民族州リフトバレー地域給水計画	平成27年3月19日
マラウイ共和国	テゼニ水力発電所増設計画	平成27年3月18日
タンザニア連合共和国	第三次タザラ交差点改善計画	平成27年3月13日
アフガニスタン・イスラム共和国	災害リスク管理能力強化計画（IOM連携）	平成27年3月10日
ルワンダ共和国	第三次地方給水計画	平成27年3月5日
パキスタン・イスラム共和国	カラチ港及びピンカシム港治安強化計画	平成27年1月28日
パプアニューギニア独立国	ニューブリテン国道橋梁架け替え計画	平成27年1月23日
アフガニスタン・イスラム共和国	小児感染症予防計画（UNICEF連携）	平成27年1月20日
ギニア共和国	コナクリ市中部高台地区飲料水供給改善計画	平成26年12月1日
ウガンダ共和国	クイーンズウェイ変電所改修計画	平成26年11月25日
ヨルダン・ハシェミット王国	バルカ県送配水網改修・拡張計画	平成26年11月20日
アフガニスタン・イスラム共和国	口蹄疫等対策支援計画（FAO連携）	平成26年11月19日
パキスタン・イスラム共和国	グジュランワラ下水・排水能力改善計画 中期気象予報センター設立及び気象予報システム強化計画	平成26年11月13日
ナイジェリア連邦共和国	オヨ州小学校建設計画	平成26年9月30日
タジキスタン共和国	ドゥシャンベ国際空港整備計画	平成26年9月29日
ニカラグア共和国	パソ・レアル橋建設計画	平成26年9月22日
ブルキナファソ	カヤ初等教員養成校建設計画	平成26年8月21日
ルワンダ共和国	ンゴマ郡灌漑開発計画	平成26年8月8日
ガイアナ共和国、グレナダ、ジャマイカ、スリナム共和国、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、ドミニカ国、ベリーズ	気候変動に対応するための日・カリブ・パートナーシップ計画（UNDP連携）	平成26年7月28日
タンザニア連合共和国	ダルエスサラーム送配電網強化計画	平成26年7月24日
ミャンマー連邦共和国	工科系大学拡充計画	平成26年7月23日
キルギス共和国	オシュ州、ジャララバード州及びタラス州道路維持管理機材整備計画	平成26年7月16日
エクアドル共和国	チンボラソ県医療施設・機材整備計画	平成26年6月28日
タジキスタン共和国	ハトロン州ピアンジ県給水改善計画	平成26年6月26日
パラグアイ共和国	コロネル・オビエド市給水システム改善計画	平成26年6月25日
モザンビーク共和国	マプト市医療従事者養成学校建設計画	平成26年6月6日
ミャンマー連邦共和国	新タケタ橋建設計画 教員養成校改善計画	平成26年6月5日
ブルンジ共和国	ブジュンブラ港改修計画	平成26年5月23日
ソロモン諸島	ホニアラ港施設改善計画	平成26年5月20日
ラオス人民民主共和国	国道16B号線セコン橋建設計画	平成26年5月9日
ガーナ共和国	セコンディ水産業振興計画	平成26年4月29日
ミャンマー連邦共和国	通関電子化を通じたナショナル・シングルウィンドウ構築及び税関近代化計画 シャン州ラーショー総合病院整備計画	平成26年4月24日
ネパール連邦民主共和国	西部地域小水力発電所改善計画	平成26年4月22日

■有償資金協力案件の事前評価：19件（E/N供与限度額150億円以上の有償資金協力プロジェクト）

国名	案件名	交換公文署名日 (日本時間)
ベトナム社会主義共和国	南北高速道路建設計画（ベンルックーロンタイン間）（第二期） 第二次送変電・配電ネットワーク整備計画	平成27年3月31日
カンボジア王国	国道五号線改修計画（スレアマムーバタンバン間及びシソポノーポイ ベト間）（第一期）	平成27年3月30日
インド	レンガリ灌漑計画（フェーズ2） ブネ市ムラ・ムタ川汚染緩和計画	平成27年3月27日
ミャンマー連邦共和国	全国基幹送変電設備整備計画（フェーズ1）	平成27年3月26日
ホンジュラス共和国	カニャベラル及びリリオ・リンド水力発電増強計画	平成27年3月25日
イラク共和国	ハルサ火力発電所改修計画	平成27年2月9日
インド	官民連携インフラ・ファイナンス促進計画	平成27年1月16日
ケニア共和国	モンバサ港開発計画フェーズ2	平成27年1月16日
インド	グワハティ下水道整備計画	平成26年11月21日
ウズベキスタン共和国	電力セクター・プロジェクト・ローン （1）トゥラクルガン火力発電所建設計画，（2）タシケント熱電併給所建設 計画，（3）電力セクター能力強化計画の3案件（サブ・プロジェクト）	平成26年11月10日
ミャンマー連邦共和国	ヤンゴン・マンダレー鉄道整備計画（フェーズ1）（第一期） ヤンゴン都市圏上水整備計画	平成26年9月5日
チュニジア共和国	ラデス・コンバインド・サイクル発電施設建設計画	平成26年6月30日
バングラデシュ人民共和国	マタバリ超々臨界圧石炭火力発電計画（I） 包括的中核都市行政強化計画 ハオール地域洪水対策・生計向上計画 天然ガス効率化計画	平成26年5月26日

(イ) 事後評価

政策評価法第7条第2項及び同施行令第2条に基づき、資金協力に関する未着手案件（閣議決定後5年を経過した時点で未貸付）及び未了案件（閣議決定後10年を経過した時点で貸付未完了）を対象として、事後評価を行っています。この評価は、政策評価の実施計画に基づき、当該案件を継続実施するか中止するか観点から行っています。評価結果は、

年1回、外務省ホームページ及び外務省政策評価書で公表しています。平成26年度には、有償資金協力案件の未了案件13件について、事後評価を実施しました。
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/press/shiryo/page23_000614.html)

■未了案件の事後評価：13件（全て有償資金協力案件）（10年未了のプロジェクト）

国名	案件名	閣議決定日
トルコ共和国	ボスポラス海峡横断地下鉄整備計画（II）	2005年2月18日
カンボジア王国	メコン地域通信基幹ネットワーク整備計画	2005年3月15日
インド	ラジャスタン州小規模灌漑改善計画	2005年3月29日
インド	タミールナド州植林計画（第二期）	2005年3月29日
インド	カルナタカ州持続的森林資源管理・生物多様性保全計画	2005年3月29日
インド	ガンジス川流域都市衛生環境改善計画（バラナシ）	2005年3月29日
インド	バンガロール上下水道整備計画（第二期第一段階）	2005年3月29日
インドネシア共和国	ソロ川下流域河川改修計画（第二期）	2005年3月29日
インドネシア共和国	コメリン灌漑計画（第二期第二段階）	2005年3月29日
インドネシア共和国	クラマサン火力発電所拡張計画	2005年3月29日
インドネシア共和国	タンジュンプリオク港アクセス道路建設計画（第一期）	2005年3月29日
ルーマニア	トゥルチェニ火力発電所環境対策計画	2005年3月29日
ベトナム社会主義共和国	カイメップ・チーバイ国際港開発計画	2005年3月29日